

平成 28 年第 11 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 28 年 11 月 16 日（水）14 時 00 分

2 閉会日時

平成 28 年 11 月 16 日（水）15 時 20 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席者

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 教育長 | 成 田 一二三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千鶴子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 石 澤 幸 造 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 横 山 克 広 |
| (3) 教育次長 | 工 藤 裕 司 |
| (4) 浪岡教育事務所長 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (6) 社会教育課長 | 高 野 光 広 |
| (7) 文化スポーツ振興課長 | 木 村 久美子 |
| (8) 中央市民センター館長 | 杉 山 潔 |
| (9) 文化財課長 | 渡 邊 薫 |
| (10) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (11) 学務課長 | 高 橋 光 夫 |
| (12) 学校給食課長 | 佐々木 祐 子 |
| (13) 指導課長 | 石 岡 篤 実 |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 山 内 秀 範 |

6 会議に付議された案件

- (1) 議案（議案第 38 号と第 39 号は非公開）
- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 議案第 38 号 平成 28 年度一般会計補正予算について | (教育委員会事務局総務課) |
| 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について | (文化財課) |
| 議案第 40 号 臨時に代理し処理した事項の承認について | (指導課) |
- (2) 報告
- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 寄附採納について | (教育委員会事務局総務課) |
| (2) 専決処分の報告について | (教育委員会事務局総務課) |
| (3) 青森市中学校生徒海外派遣・受入事業について | (浪岡教育事務所教育課) |

- (4) 平成 28 年度青森市学校図書館読書感想文コンクールの結果について (指導課)
- (5) 平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について (指導課)
- (6) いじめの防止対策等について (指導課)

7 会議録署名委員

- (1) 佐藤 克 則
- (2) 石 澤 千鶴子

8 会議の概要

午後 2 時 00 分に教育長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 38 号及び第 39 号については、平成 28 年第 4 回青森市議会定例会に提出する議案であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき非公開の会議とし、報告事項並びにその他が終了した後に審議することとした。

議案第 40 号を審議、原案のとおり決定し、6 件の事案を報告した。また、報告 6 の中では各委員より教育相談体制についての御意見を頂いた。

その後、非公開の会議とした議案第 38 号及び第 39 号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは議事に入ります。

本日の議案である議案第 38 号「平成 28 年度一般会計補正予算について」及び議案第 39 号「公の施設の指定管理者の指定について」は、来る平成 28 年第 4 回青森市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、本日の議案第 38 号及び第 39 号については非公開の会議とし、報告事項並びにその他が終了した後に審議することとします。

○成田教育長

それでは、議案第 40 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○部長

議案第 40 号「臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の委嘱についてであります。

附属資料を御覧ください。

このたびの青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の委嘱につきましては、青森市いじめ防止対策審議会条例第 4 条第 4 項の規定に基づき、選任するものであり、名簿にありますとおり、浪岡中学校における重大事態に関する調査審議に必要な委員として、本市の学校教育及び学校運営に詳しい校長経験者 1 名を加えるものです。

任期につきましては、平成 28 年 11 月 1 日から浪岡中学校における重大事態に関する調

査審議が終了するときまでを予定しております。

これらについて、平成 28 年 11 月 3 日に開催された「青森市いじめ防止対策審議会 第 3 回臨時会」から調査審議に当たることができるようにするため、緊急に処理する必要が生じ、会議を招集する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めますのでございます。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 40 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 40 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項は 6 件となっております。

それでは「報告 1 寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成 28 年 10 月 1 日～10 月 31 日）」を御覧ください。

はじめに小・中学校の寄附採納についてであります。医療法人三良会様から「タブレット端末等一式」及び「図書」の寄贈申し出、「加藤安代」様から「児童図書」の寄贈申し出があり、それぞれ受領いたしました。

次に小・中学校以外（市民図書館）の寄附採納についてであります。「国際ソロプチミスト青森」様から、国際ソロプチミスト青森 認証 40 周年を記念して「児童図書」の寄贈申し出があり受領いたしました。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させて頂くこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 2 専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

去る 8 月 30 日の台風第 10 号に係る被害のうち、教育委員会が所管する学校施設以外に被害が及んだ 3 件につきまして、去る 9 月 29 日の第 9 回定例会において御報告申し上げたところでございますが、そのうちの 1 件につきまして、和解及び損害賠償額の決定に関し、専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

配付資料 1 を御覧ください。

本案件は、菟町小学校において、樹木の枝が裂けて落下し、同校敷地内に駐車していた同校教職員の自家用車1台が損傷した事故であります。双方協議の結果、教育委員会は相手側に車両修理費として282,560円を支払うことで合意し、合意内容について平成28年10月31日に専決処分を行い、同日示談が成立したところでございます。

なお、当該専決処分につきましては、平成28年11月文教経済常任委員協議会において報告するとともに、平成28年第4回定例会において報告案件として提出することとしております。

配付資料2を御覧ください。

残る2件、小柳小学校及び筒井小学校の樹木の倒木による補償につきましては、現在、示談に向けて協議中でありますことから、示談が成立次第、御報告申し上げます。

また、これらの破損事故を踏まえ、学校敷地内の当該樹木以外につきましても、学校職員の目視による点検を行っているところであり、倒木等の危険がある樹木につきましては、伐採等をして参ります。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告3 青森市中学校生徒海外派遣・受入事業について」事務局から説明をお願いします。

○浪岡教育事務所教育課長

「青森市中学校生徒海外派遣・受入事業」について、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

本事業は、本市とアメリカ合衆国メイン州の中学校生徒が交流学习やホームステイの経験を通じて語学力の向上を図り、互いの文化、歴史、産業等への理解を深めるとともに、親善交流を行うことで国際社会を担う広い視野を持ち、調和のとれた人材の育成を目指すことを目的に実施するものであります。

本事業の研修生は、今年度から市内の中学1年生及び2年生を対象に公募し、決定した10名が7月28日から8月7日まで行われた受入事業に参加し、ホストファミリーを努めたところであります。

今回の派遣事業は、同研修生10名と引率者3名の計13名を、来年の1月4日から12日までの8泊9日の日程で派遣するものであります。

資料2を御覧ください。

事業の主な内容としては、現地の家庭でのホームステイを中心とし、メイン州中学生との交流会のほか、日本文化紹介や授業への参加等の活動を予定しております。

なお、本事業の成果につきましては、生徒の感想などをまとめた報告書を作成し、市内の全小中学校に配付することとしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

○石澤委員

研修生が10名は既に決まっていますでしょうか。また、その生徒の選定方法を教えてください。

○浪岡教育事務所教育課長

研修生の募集につきましては、市内の全中学校から4月に公募しまして、応募していただいた10名の方を選出しまして決定したところでございます。

○石澤委員

わかりました。そうすれば10名の募集に対して10名の応募があったということによろしいですね。

○浪岡教育事務所教育課長

その通りでございます。

○斎藤委員

前にもお話をさせて頂きましたが、海外に滞在中の病気に関しては現地で対応できると思いますが、問題となるのは、帰国する日にもし高熱が出て飛行機に搭乗できなくなった場合の引率者等の対応についてのマニュアルを是非作って頂きたいと思います。

○浪岡教育事務所教育課長

貴重な御意見ありがとうございます。早速取り組みたいと思います。

○成田教育長

次に、「報告4 平成28年度青森市学校図書館読書感想文コンクールの結果について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

平成28年度青森市学校図書館読書感想文コンクールの結果について、御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

応募数については、読書感想文部門は小学校777点、中学校1,071点、あわせて1,848点。読書新聞部門は、小学校2,888点、中学校380点、あわせて3,268点。「読書活動推進に関わる『各部門賞』及び『総合部門賞』は小学校5校、中学校4校、あわせて9校となっており、応募数総数は、5,125点となっております。

審査結果については、まず「読書活動推進に関わる『各部門賞』及び『総合部門賞』は、10月17日に教育委員の皆様へ審査をしていただきました。誠にありがとうございます。結果は、第1部門賞、第2部門賞、第3部門賞、総合部門賞において、9校が受賞となっております。

また、読書感想文部門と読書新聞部門は、10月21日に事務局から依頼した6名の審査員により審査をしていただき、あわせて49名が受賞となっております。

最優秀賞の受賞者のみ御報告しますと、読書感想文部門においては、低学年の部では、奥内小学校、1年、おくやけいいちさん、中学年の部では、浦町小学校、3年、北島香那（きたばたけ かな）さん、高学年の部では、千刈小学校、6年、小倉匡敬（おぐら まさとし）さん、中学校の部では、南中学校、1年、奈良怜（なら れい）さんとなっております。読書新聞部門においては、小学校の部では、幸畑小学校、6年、野呂妃欄々（のろ きらら）さん、中学校の部では、浪打中学校、3年、工藤遥香（くどう はるか）さんとなっております。

なお、審査結果につきましては、11月下旬には、各学校へ通知することとしております。

表彰につきましては、「読書活動推進に関わる『各部門賞』及び『総合部門賞』については、来年1月頃、柳川庁舎にて、また、「読書感想文部門」及び「読書新聞部門」は、各学校にて表彰することとしています。

また、受賞校・受賞者については、12月15日号「広報あおもり」や来年2月発行の「青森市子ども読書活動推進便り 青い森の子ども読書」に掲載します。さらに、受賞作品等による「第12回青森市学校図書館読書感想文コンクール 入選作品集」を作成し、各学校や公共機関に寄贈したり、教育委員会主催の小・中学校、学校図書館担当者研修講座において内容を紹介したりするなどして、児童生徒の読書啓発、学校図書館運営の活性化のために活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

○佐藤委員

よく色々と考えてこの取組を続けてきたのはわかりますし、それなりの結果も出ていることと思いますが、気になったのは参加する学校が極めて少ないといったことだと思います。何故かと考えてみましたら、学校にとってこの賞が本当に価値ある物なのか、必要である物に位置づけられているのかということです。発想を変えてみることも必要かと思えます。応募が少ないということは、魅力が無い、面倒くさいなどのそれなりの理由があると思います。ここは少しお考え頂いて、より良い読書環境の向上のために取り組んで頂きたいと思いました。よろしく願いいたします。

○指導課長

ありがとうございました。次年度に活かしていきたいと思えます。

○成田教育長

それでは次に、「報告 5 平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の速報値について、御報告いたします。

この本調査は、文部科学省が全国の小・中学校などを対象に、児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校等生徒指導の状況について毎年度、調査し公表しているものであります。先般、10月27日に文部科学省より調査結果の速報値が公表されたことから、平成27年度青森市の公立小・中学校の概要について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊をあわせた暴力行為の発生件数は、小・中学校あわせ69件となっており、平成26年度より28件増加しております。

また、対人暴力行為のうち生徒間暴力が39件となっており、全体の57%を占めております。

中学校において、発生件数の増加につきましては、特定の学校から集中して報告を受けております。

いじめにつきましては、平成27年度の認知件数は、小中学校あわせて、160件となっております。なお、後ほど報告いたしますが今年度10月の各校の月例報告を集計した結果、4月以降のいじめの認知件数の累計は、小学校877件、中学校206件、小・中学校合わせて1,083件となっております。

教育委員会としては、今後も、各校が積極的ないじめ認知に努め、対策組織を機能させ、いじめを許さない学校づくりに努めるよう指導してまいります。

詳しい取組等については、この後のいじめ防止対策で報告させていただきます。

不登校につきましては、小・中学校あわせて265人となっており、平成26年度より、35人の減少となっております。不登校児童生徒のうち、平成27年度中に登校できるようになった児童生徒数の割合は、小・中学校あわせて40.0%で、平成26年度より3.7ポイント上回っております。

なお、在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合で比較すると、小学校においては、全国・県ともに下回っておりますが、中学校においては、全国及び県よりも上回っております。

問題行動等への対応につきましては、未然防止、早期発見、早期対応が重要になりますことから、各学校に対しては、

- ・ 確かな児童生徒理解と信頼関係の構築
- ・ 一人一人の子どもと向き合える体制づくり
- ・ 自己肯定感の醸成と分かる授業の推進
- ・ よりよい人間関係を築く学級・学年経営の推進
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携
- ・ 教育相談体制の充実

などについて、指導して参ります。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

○斎藤委員

表の見方について教えて下さい。「3 不登校」のところで、「登校できるようになった児童生徒の割合」とは、その子が通う学校に登校できるようになったらカウントされるものなのか、県や市の特別な学級等へ通えるようになったらカウントされるもののでしょうか。

○指導課長

学校に復帰した割合という形で考えて頂ければと思います。

○斎藤委員

わかりました。

○成田教育長

それでは次に、「報告6 いじめの防止対策等について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめの防止対策等について、10月17日実施の第10回青森市教育委員会定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料1を御覧ください。

10月25日には、青森市PTA連合会、青森市小・中学校長会、教育委員会事務局による意見交換会が行われ、

- ・教員のいじめの認知の認識を高め、危機感を持って対応すること
- ・いじめが潜在化していることや、いじめを訴えることができない児童生徒がいるという認識で対応することが大切であること
- ・保護者として、毎日子どもに声をかけ、学校生活の様子を聞いたりするなど、学校に積極的に関わっていくこと
- ・保護者同士の会話や親と学校との情報交換を密にして、大人の良好な関係を築くことが大切であること

等のいじめ防止につながる取組について、意見交換がなされました。

10月31日には、「SNSの指導に係る講習会」を管理職と生徒指導担当教員を対象として、ネットいじめの専門家である、前弘前大学教育学部教授、子どものネットリスク教育研究会代表である大谷良光（おおたによしみつ）氏を講師に招き、開催しました。今後のネットトラブルの防止に資するものであり、大変有意義なものでした。委員の皆様にもお忙しい中、御参加頂き感謝申し上げます。

今後は、各学校において、この講話内容について、確実に全職員が共有し、全ての児童生徒への指導や保護者への啓発が図られるよう、講話内容を記録したDVD等を配付して、伝達・活用・改善についての指導を徹底してまいります。

今月6日には、青森市いじめ防止対策審議会第3回臨時会が開催され、調査結果及び追加の調査内容等について確認されました。

既に、新聞報道等により委員の皆様もご承知のことと思いますが、同審議会会長は記者会見において、「言葉によるいじめが存在した可能性が極めて濃厚」との認識を示しました。

また、先月よりいじめの月例報告を提出することとなっておりますが、10月中に認知したいじめの件数は、小学校89件、中学校52件、小・中学校合わせて141件となっております。そのうち79件は解消しており、55件は一定の解決が図られたものの継続支援中となっております。なお、現在、解消に向けて取組中の7件につきましては、学校と連絡を取り合い、児童生徒、保護者の心情に寄り添って迅速かつ丁寧に対応するよう指導しております。

なお、昨日現在、4月からのいじめの認知件数等の累計につきましては、小学校877件、中学校206件、小・中学校合わせて1,083件となっております。そのうち、972件は解消しており、94件は、一定の解決が図られたものの継続支援中、17件は、解消に向けて取

組中となっております。

また、今月 24 日には、市内全小・中学校の校長を対象として、同じく、翌 25 日には、教頭を対象として、「第 2 回生徒指導に係る連絡会」を開催することとしており、その中では、本市のいじめ防止対策に関わって、

一つには、学校いじめ防止基本方針の見直し項目

二つには、月例報告による 10 月分の認知件数と状況

三つには、10 月実施の「携帯電話とゲーム機等の利用に関する調査」結果と対策などについて具体的に指示し、その状況を確認することとしております。

なお、生徒指導に係る連絡会につきましては、今後も継続して開催することといたしました。

次に、先月、本市の情報モラル教育の一層の充実に向け、青森市立小・中学校在籍の全ての児童・生徒を対象に「携帯電話とゲーム機等の利用に関する調査」を実施しました。その結果の概要は、資料のとおりでございますが、注目すべきところは、小学校低学年における携帯電話、スマートフォンを利用している割合が 45%以上になっている点です。

このことを踏まえ、今後、学校が情報モラル教育を推進・充実していく上で、

一つには、小学校低学年段階から SNS に係る指導をするとともに、利用状況やネットいじめの実態等を具体的に示しながら、保護者への啓発を図り、使い方の約束を設けるよう積極的な働きかけを行っていくこと

二つには、SNS に係る指導に当たっては、「いのちの大切さ」や「他者への思いやり」という観点に留意するとともに、心の教育の充実を図ること

などについて、各学校に継続して指導して参ります。

今後におきましても、教育委員会といたしましては、学校、市 P T A 連合会と連携を密にし、情報共有に努めながら、いじめ防止対策の強化を図って参ります。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

○齋藤委員

表の見方について教えてください。配付資料 1 の「6 携帯電話とスマートフォン、ゲーム機などに関する調査」についてですが、これについては、小学校一年生には、子どもに直接聞く形でアンケートを取られたのでしょうか。また、小学生などはゲーム機を SNS と同じように使ったことがあるのかという聞き方をしていますか。つまり、ゲーム機も携帯電話やスマートフォンと同様の使い方をしているのかについて聞いていますか。

○指導課長

まず、アンケート方法ですが、全世帯の保護者宛てに通知文で行っています。低学年の子どもは、質問の内容があまり理解出来ないということもあり、保護者と一緒に答えてもらっています。また、表中の携帯・スマートフォンの利用の部分については、質問項目の最初に「あなたが携帯電話、スマートフォンや通信の出来る携帯ゲーム機（P S P、3 D S など）を持っていますか。」という項目があり、それに関連し「フィルタリング機能を設定していますか」「この中で一番多く使用している種類は何ですか」という内容があり、その項目の中でゲーム機について触れています。これらを集計した結果が、6 番にある表の左側の部分になります。

○齋藤委員

小学校の低学年はわかりませんが、中学年ともなりますとゲーム機を介して友達と通信でやり取りをしているという話は聞いたことがありますので、携帯電話とスマートフォンだけのことであると考えている保護者がいるのではないか、また、通信で戦わせるような使い方があるのはわかっているが、その最中に SNS の様なやりとりが出来るということが子ども同士で出来ることがわかっている保護者がいるのかということが気になりました。

○指導課長

アンケートの最初の質問で、通信ができる携帯ゲーム機も調査対象にしていることを触れています。

○教育長

それでは、ゲーム機でも通信が出来るということ踏まえて調査を行っているということによろしいですね。

○指導課長

そうです。

○大嶋委員

使い方に決まりがあるということですが、親の管理方法というものは色々あると思いますが、その具体的な方法が知りたいことと、SNSを利用しているのであれば、具体的には何を管理しているのかも細かく知りたいです。例えばグループトークを行っている、あるいは1対1での使い方をしていとか、そこまで親が管理しているのかどうかということに関してはまだ調査はしていないかとは思いますが、今後もしこういった機会があれば、そういった点についても調査をしてほしいと思います。

○指導課長

今年の2月に、市P連と小・中学校長会と教育委員会が3者で連携し、使用方法について話し合った結果、夜9時以降の使用を中止することにしておりますので、それらの内容であるとか、委員御指摘のとおり、設問の後半でSNS（ライン、ツイッター、インスタグラムなど）の使い方について調査をしています。これ以外にも各学校では子ども達により詳細な実態をつかむ調査を行っていると聞いています。

○教育次長

今、指導課長の話の中で、今年2月に市P連と小・中校長会と教育委員会が3者での話し合いをしたということがありました。SNSに関する内容については、

- ・夜9時以降は使用しません。
- ・充電器は自分の部屋に持ち込みません。
- ・他人を傷つけるような言葉などは書き込みません。

といった3点になります。しかし、この内容について保護者が実際に部屋に入り確かめたり調べたりすることは恐らくはしていないかと推察されますが、約束ごとはいった形で決めています。

また、4点目は危険なサイトへはアクセスしないこと、5点目は勉強中、食事中、歩行中などの「ながら使用」はしませんといった取り決めをして3者で共通理解しているところです。先日、市P連の事務局長からの説明を聞いた際、これらの取り決めについては再度話し合っていく予定であるとのことでした。

○大嶋委員

わかりました。

○成田教育長

他に御意見、御質問等がございますか。

○成田教育長

配付資料1の6について、学年が上がるにつれて約束事や決まりごと減っていくのですが、この辺りについて御意見はございますか。

○指導課長

資料のとおり、学年が上がるほど携帯、スマートフォンを自分専用で持ち利用している子どもが増えてくるのに反比例する形となって、使い方等の「きまり」や「約束事」が減っています。低学年のうち、居間で親の携帯等を使用していることで保護者の目が届く範囲で使われているものが、段々と個人所有の度合いが強くなると、自分の部屋に持ち込み深夜まで使用していることもあるので、こういった事実も関係してきているのではないかと考えます。

○成田教育長

それでは、報告第6号には「配付資料2」がございますので、指導課長から引き続き説明をお願いします。

○指導課長

教育相談体制について御説明いたします。

本市の学校教育の指導と方針で謳っておりますが、「いつでも、どこでも、誰でも」を基本として子ども達の成長の援助を続けていこうということになっております。様々な教育相談体制がありますが、主なものとして4つ挙げてございます。まずは、児童生徒を呼び出して面接を行う「呼出し相談」や、ランチタイムや作業時間等の機会を利用したチャンス相談、中学校で主に行われている「二者・三者面談」、生徒自らが相談に来る「自発相談」の4つの形態となります。

また、教育相談体制ですが、基本的には教育研修センターに教育相談室がございます。また、学校外部への専門的な相談ということで様々な相談の専門家を派遣しております。その専門家は2-(2)にございますが、まずはスクールカウンセラー（SC）です。これは県が派遣するものですが、現在は13名おり、全部の中学校と小学校は13校に派遣しております。あとは、スクールソーシャルワーカー（SSW）で、これも一昨年から県が派遣したもので小学校5校に3名が対応し様々な相談活動を行っています。3つ目はカウンセリングアドバイザー（CA）で、これは本市が独自に設置した心理に関する専門家ということで、基本的にはスクールカウンセラー（SC）が配置されていない小学校を対象に、実際に学校に足を運んで様々な支援を行っています。

また、先ほど御説明致しましたように、教育研修センターには相談員が6名いて電話や来室相談を行うとともに、不登校の子どもたちの学校復帰を目指す適応指導教室も運営しております。さらに今年度新たに配置したのが「特命相談員（SV）のスーパーバイザー」で、学校に関する様々な相談について直接学校と連絡を取り合ったり、直接学校に出向いたりして解決を図っております。

また、教育相談の周知につきましては、「いじめ相談カード」及び「リーフレット」を配付しております。まずカードにつきましては、青森県では小学校1年生と中学校1年生を対象に配付しており、これには相談のダイヤルを記載しています。また、本市の場合は小学校3年生で配付しています。また、小学校1年生の保護者を対象にリーフレットを配付しており、いじめの他困ったことがあった場合に相談が出来るようにしております。

その他、研修講座におきまして20代、30代、40代のそれぞれのキャリアステージに応じた教育相談に係る研修内容を設定するとともに、校内には様々な教育相談担当がいますので、その職務に応じて(4)に記載のとおり4つの研修講座を行い、教員のスキルアップを計画的に行っている状況でございます。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今、報告6に関する資料2の説明が終わりました。指導課長からは、教育相談体制について、今年度の取組内容についての説明がありましたが、今後の来年度以降のこともございますので、委員の皆様より何か御意見、御質問等はございますか。

○池田委員

スクールカウンセラーについてですが、13名で現在小学校12校、中学校19校の対応を行っているということですので、各学校へ常駐している訳ではないと思いますので、恐らくローテーションなどで対応しているかと思えます。全ての小・中学校とはなっていない訳で、出来れば今後はこのスクールカウンセラーは出来るだけ多くの学校に出来るだけ長い時間滞在し、色々な問題について深刻になる前に対応してもらいたいと思います。予算との関係で言うと、スクールカウンセラーは県の予算で活躍してもらっていて、カウンセリングアドバイザーについては市が雇用しているかと思えますので、予算上は来年度直ぐに全校に対応するという事は難しいかと考えますが、今後、この部分を拡充していく方向で努力をしてもらいたいと思います。

また、現状で言えば、浪岡地域の児童生徒は動揺しているかと思えますので、今後すぐに来年度でも配慮及び拡充をお願いしたいと思います。

○指導課長

浪岡地区については、8月以来複数のスクールカウンセラーを派遣依頼しており、これは現在も継続しており、子どもたちの変化を見取りながら子どもの悩みや不安の解消のために活用しています。また、浪岡地区の小学校からも依頼があり、浪岡地区に行ってい

るスクールカウンセラーにも足を運んでもらい、地区全体の対応を行っています。カウンセリングアドバイザーの浪岡地区への派遣ということについても次年度に向けて具体的に計画していきたいと思います。

○成田教育長

来年は浪岡地区へスクールカウンセラーの行かない学校が無い様にとという話であったかと思いますがその辺りはどうですか。

○指導課長

スクールカウンセラーになるかカウンセリングアドバイザーになるかは現時点では決めておりませんが、いずれも今の状態ではなく必要に応じて定期的に教育相談の専門家が学校を巡回していけるような環境を作っていきたいと思います。

○大嶋委員

先ほどの月例報告の中で、「解消に向けて取組中」という 17 件の事案があったかと思いますが、この件については教育相談の専門家の対応はされているのでしょうか。

○指導課長

全てのケースに専門家が入っている訳ではありません。いじめを受けたあるいはいじめを行った子の間に入って調整をするという教育相談の専門家はおりますが、事案によっては、学校が主に行うものや、その中で子どものケアが必要な場合はスクールカウンセラーに依頼をして対応してもらっているものなど様々なケースがございます。

○教育次長

ただいま 17 件の取組中の件の対応についての御質問でしたが、報告書提出の直前にいじめがわかったものもがございますので、そういった事案はまだ対応中ということです。この数字の中でも長期的に取り組んでいかなければならない事案や深刻な事案については各学校が教育委員会と連携を取りながらスクールカウンセラーやカウンセリングアドバイザーを派遣するといったシステムになっています。そのためにも教育委員会としては月例報告を求めており、出来る限りのカウンセリングを実施していきたいと思います。

○成田教育長

他にございますか。

○斎藤委員

スクールカウンセラーが何校かにまたがって対応しているということは大変なことかと思いますが、学校間での情報がしっかりとわかる点ではもしかしたら良いこともあるかと思いますが、それでは、それぞれの教育相談の専門課の情報交換はどれ位の頻度で全体の意見交換はどういった頻度で行われているのでしょうか。

○指導課長

スクールカウンセラーについては、一堂に会して最低一回は年度の当初か年度末に集まり、これまで担当したケースに関しての様々な課題等について情報交換しながら今後に活かしています。

また、本市のカウンセリングアドバイザーは、本市のスクールカウンセラーの状況について課担当の指導主事から情報を得つつ、直接ではないが、互いに同じ方向を向きながら子どもたち、家族の悩みやケアに向けてどの様に取り組めばいいかということを考えながら自分たちのスキルアップや教育相談の把握すべきことについて日々努めています。

○成田教育長

今の質問は資料にある 5 種類の教育相談の専門家の横の繋がりについて、連絡する体制があるかという質問であったと思いますが。

○指導課長

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、直接になかなかお会いする機会はないのですが、間に指導主事が仲介役として入りながら情報の連絡体制を整えています。また、カウンセリングアドバイザー、教育相談員、特命相談員については青森市に勤務をしておりますので、月 1 回情報交換会をして市が抱える相談内容の方向性について話し合っています。

○成田教育長

要するに、青森市が任用しているカウンセリングアドバイザー、教育相談員、特命相談員については一同に介して情報交換しているということ、県についてはそれぞれ個別であるので担当指導主事を通しての情報交換を行っているということによろしいですね。

○指導課長

そうです。

○佐藤委員

要望ですが、この教育相談は専門的な方による相談体制として相談を頂きました。私に思うに、一番の相談相手というのは学校の先生であると思います。親、友達、学校の先生、そしてこの外部の専門的な方になると思います。やはり先生との関係をうまく作れているということが相談する前の段階で必要であると思います。時間も手間隙も掛かるとは思いますが、親よりも長く一緒に暮らしている先生ですので、それは職業としてそういった力をつけるのは当然であると思います。但し、行政としてバックアップをしてあげなくては行けない。具体的には、多忙化を解消して、ノートにコメントを書いて挙げられるような時間を作ってあげるとか、勤務体制を変えるとか、そういったことについて我々が考えてみる必要があるのではないかと思いますので述べさせて頂きました。

○指導課長

委員からの御意見のとおりかと思えます。一番身近にいて子どもたちの成長を見取っている者であるのは担任ですし、子どもについての親からの様々な要望を聞いているのも担任です。従って、子どもたちの成長の援助者、支援者という意識を持つために先生方にもカウンセリングマインドを持ってもらいたいと思います。そういった気持ちを持った授業作りをこちらから示したり、構成的グループ・エンカウンターやソーシャル・スキル・トレーニングなどの教育相談的手法を習得したりし、カウンセリングに係る意識の向上を今後も研修講座を通して図っていきたいと思います。

○佐藤委員

是非その様にしていただきたいと思えます。昔と比べると、今の先生方は本当に忙しいと思えます。やる事が次から次に出てきて、我々がかつて経験したことの無いことを今の若い先生方が特に一生懸命頑張っていると思えます。

私たちが出来ることといえば、無駄な仕事を削いであげること、そのことにより専門的な研究をして実践出来る時間を確保してあげる、またそういった学習機会に参加できる時間を作ってあげることが大事であると思うので是非よろしくお願いします。

○工藤次長

ただ今の御意見は多忙化に関連した話であるかと思えますが、今年の夏位から教育委員会事務局内で各課長が集まり多忙化解消に向けた取組について話し合っているところです。3月位までにはおおよその方向性が定まるかとは思いますが、こういった検討も解決の一つの手立てとして重く受け止めていきたいと思えます。

○成田教育長

他にございますか。

○池田委員

もうひとつだけお願いしたいことがあります。資料2の2-(3)についてですが、「いじめ相談カード」や「リーフレット」のカードについては配付の時期については御説明頂きました。特に「リーフレット」については、いじめが疑われた際には相談ダイヤルや学校に相談してくださいとありますが、これを小学校1年生の保護者を対象に配付をされているということでしたが、その配付の際、担任から親に直接手渡してあげられる様な場があったり、新入学当初であれば様々な書類に埋もれてしまうので、それとは少し時期をずらしたタイミングで渡したりするなど、保護者の記憶に残るような工夫をして欲しいと思えます。

○成田教育長

他にございますか。

○成田教育長

それでは最後に私から申し上げます。

教育相談体制につきましては、学校の中心にあるのはやはり専門家以前に、学校の先生方が学校の組織としてどのようにいじめを認知するのかということにあるのだと考えます。その上で、専門家の専門的知見が役立つのだろうと思います。

つまり、学校の組織の中でいじめを正確に早く認知し、それに対応するシステムが出来ていないといけないのではないかと思います。これまで様々なことが実践され、その中でもこのようなことが書かれておりましたが、今回こういった重大事態が発生しているわけですので、我々のどういった部分が抜け落ちていたのかということは、先生一人一人の資質向上は必要ですが、それ以上に組織として早期に発見して対応するシステムというものを各学校に示していく必要があるのだろうと思います。

そういった意味では、指導課がそのシステムを作り、12月には委員の皆様へお示し出来るかと思っておりますので、その時点で皆様の御意見をまたお伺いしたいと思っております。

○成田教育長

その他、何かございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

(3) 議事 (非公開の会議)

○成田教育長

それでは、先ほど非公開の会議とした、議案第38号及び第39号の審議に入りたいと思っております。

青森市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

(議案第38号 「平成28年度一般会計補正予算について」)

(議案第39号 「公の施設の指定管理者の指定について」)

————— 原案のとおり決定 —————

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

お疲れ様でした。

平成28年11月16日開催の平成28年第11回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成28年12月19日

書 記 藤 田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成28年12月19日

署名委員 佐藤克則

署名委員 石澤千鶴子